

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(諮問)

文科大臣は12月25日、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」について検討するよう、中教審に諮問をしました。

学校の教育課程は、国が定める基準に基づいて編成されます。鶴南の教育課程も同じです。この国が定める基準とは、学習指導要領のことです。文部科学省が策定する学習指導要領は、おおむね10年に1度改訂されています。2017年度に告示された現行の学習指導要領は、間もなく改訂の時期を迎えます。今回の諮問は、こうした動きを見据えたものです。なお、過去の動きから推測すると、今後2年間程度の検討を経て2026年度頃に答申が出され、次期学習指導要領が策定される見通しになるのではないかと思います。

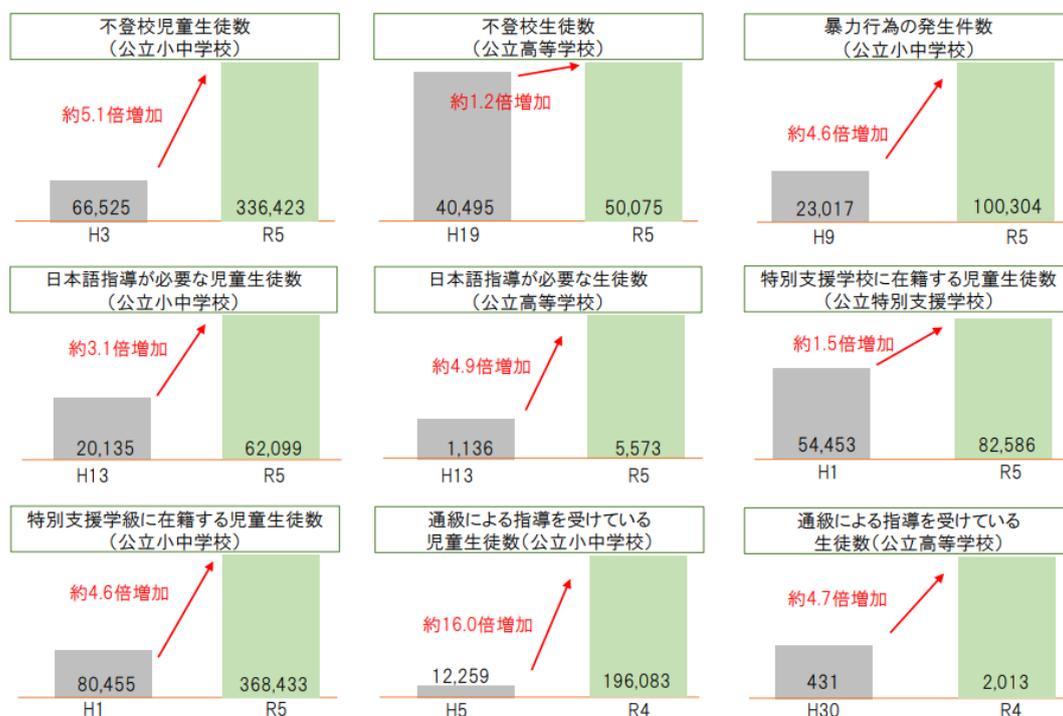
今回の諮問では、4つの論点が諮問されています。

- ① 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方
- ② 多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育の在り方
- ③ 各教科等やその目標・内容の在り方
- ④ 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

気になるキーワードが多く出てきます。ぜひ、中教審の議論が本格化する前のこのタイミングに、諮問本文を一読してみましょう！

https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_kyoiku01-000039494_01.pdf

学校が抱える様々な教育課題の状況



諮問 参考資料(文部科学省)抜粋